

令和3年4月26日

就労系障害福祉サービス事業所  
管理者 様

播磨町福祉グループ

就労系障害福祉サービスにおける在宅利用の取扱いについて  
(新型コロナウイルスに対する緊急事態宣言の措置期間中)

このたびの緊急事態宣言における就労系障害福祉サービスの在宅利用の取扱いについて、下記のとおりとします。

### 1、利用を認める要件

下記のいずれの要件も満たすこと

- (1) 在宅でのサービス利用を希望する者であって、在宅でのサービス利用による支援効果が認められると町が判断するもの(※)生産活動の内容によって、在宅での効果的なサービス提供が困難な場合については、「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について(第7報)」(令和3年1月7日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡)の記(2)を参照すること。
- (2) 運営規定において、在宅で実施する訓練及び支援内容を明記していること

### 2、在宅利用の適用方法

町への事前連絡は不要ですが、サービス提供月の翌月10日までに「在宅利用に係る報告書(緊急事態宣言措置期間中)」を提出してください。

※国民健康保険団体連合会への請求について、実績記録票の備考欄に在宅利用を実施した旨がわかるように記載してください。

※令和3年度以降、就労系障害福祉サービスにおける在宅利用が常時の取扱いになっています。事前に就労系障害福祉サービスにおける在宅利用に係る申立書を提出していただいている場合には、その取扱いを優先します。(報告書は初回月のみ)

### 3、本取扱いの適用期間

緊急事態宣言の措置期間(令和3年4月25日から令和3年5月11日)まで

### 4、その他

- ・在宅利用におけるサービス提供を受けた場合であっても、利用者負担額が通常通り発生することについて、事前に利用者に説明をしてください。
- ・町より訓練・支援状況の確認を行う場合がありますので、記録等は必ず保管しておいてください。
- ・各利用者に合わせ、居宅等で出来る限りの支援の提供をしていただきますようお願いいたします。

【問い合わせ・報告書提出先】〒675-0182 兵庫県加古郡播磨町東本荘1丁目5-30  
播磨町福祉グループ 高齢障害福祉チーム TEL:079-435-2361 FAX:079-435-0831